

小規模工事事務取扱要領

小規模工事事務取扱要領

1. 目的

この要領は、工事の施工に伴って提出される書類の省略等、諸手続を簡略化し、事業の効率的な執行を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

- (1) 静岡県交通基盤部が施行する当初請負代金額が**3,500万円未満**(補助事業を含む)の土木工事(以下「**小規模工事**」という。)に適用する。
- (2) この要領に記載されていない事項については、**土木工事共通仕様書**(静岡県交通基盤部監修)を適用する。

3. 提出書類

- (1) 使用材料の承諾書
受注者の作成する使用材料の**承諾書**は省略することができるものとする。
- (2) 工事記録簿
受注者の作成する**工事記録簿**は省略することができるものとする。
- (3) 材料検査簿
受注者の作成する**材料検査簿**は省略することができるものとする。
- (4) 工程表
受注者の作成する工程表の提出は、静岡県建設工事執行規則第20条によるものとする。ただし、当初請負代金額が**500万円未満**の工事(以下「**少額工事**」という。)については、提出を省略させることができるものとする。
- (5) 現場代理人・主任技術者通知
現場代理人・主任技術者の通知書は、**静岡県建設工事執行規則第22条**によるものとする。ただし、少額工事については、通知を省略させることができるものとする。
- (6) 施工計画書
受注者が提出する**施工計画書**は、**土木工事共通仕様書第1編1-1-4施工計画書**によるものとする。ただし、**少額工事**については、別に定める様式によるものとする。

4. 施工管理

- (1) 出来形管理
出来形管理は、**土木工事共通仕様書**に定める**出来形管理基準**により行うものとする。
ただし、**少額工事**については、出来形図または数量計算表を提出することによりこれに代えることができるものとする。
- (2) 品質管理
品質管理は、**土木工事共通仕様書**に定める**品質管理基準**により行うものとする。
ただし、**少額工事**については、受注者の自主管理とし、資料の提出は省略できるものとする。
- (3) 写真管理
写真管理は、**土木工事共通仕様書**に定める**写真管理基準**により行うものとする。
ただし、完成検査写真の提出は省略できるものとする。なお、少額工事については、次によるものとする。

ア着手前及び完成時の写真

イ完成時に確認が困難なものの寸法等の写真

5. 少額工事における監督員・受注者等

監督員は、受注者が工事の施工に当たって自主管理体制(工程、出来形、品質、写真、交通、安全等)を確立し、施工管理に当たるよう指導するものとする。

受注者は、工事の施工に当たって自主管理体制を確立し、施工管理に責任を持つものとする。

また、工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、監督員と**協議**するものとする。

なお、自主管理とは、受注者が工事目的物の品質、精度を完全なものとするため、土木工事共通仕様書の規格に適合するよう、社内検査を行う等、自らが管理(コントロール)することをいう。

6. 少額工事の検査

交通基盤部における検査体制による土木工事に適用する。

「小規模工事(当初請負代金額500万円以上3,500万円未満)の施工計画書記入例」

年 月 日

施 工 計 画 書

総括監督員

様

受注者

現場代理人

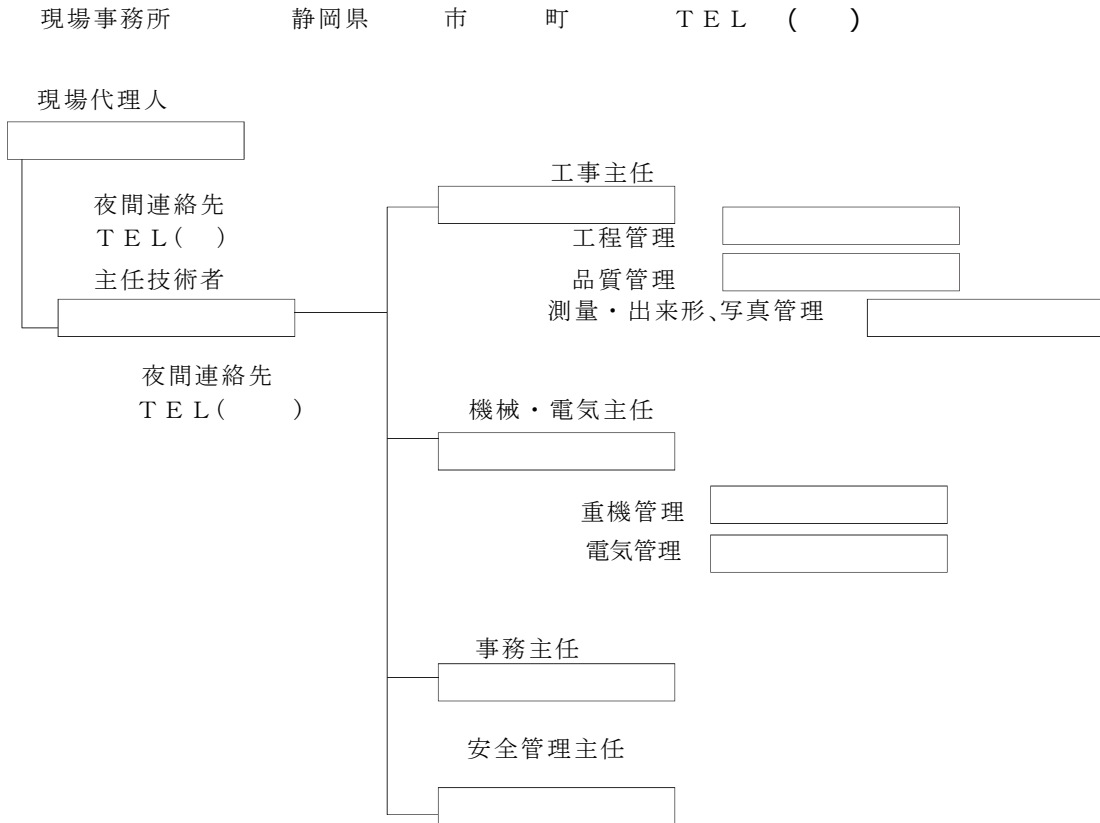
年度工事施工計画書について(提出)

標記について土木工事共通仕様書第1編1-1-4第1項に基づき提出します。

目 次

- 1.現場組織表.....○
 - 2.安全管理.....○
 - 3.緊急時の体制.....○
 - 4.交通管理.....○
 - 5.主要資材一覧表.....○
 - 6.再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法...○
- ※工程表については執行規則第20条による

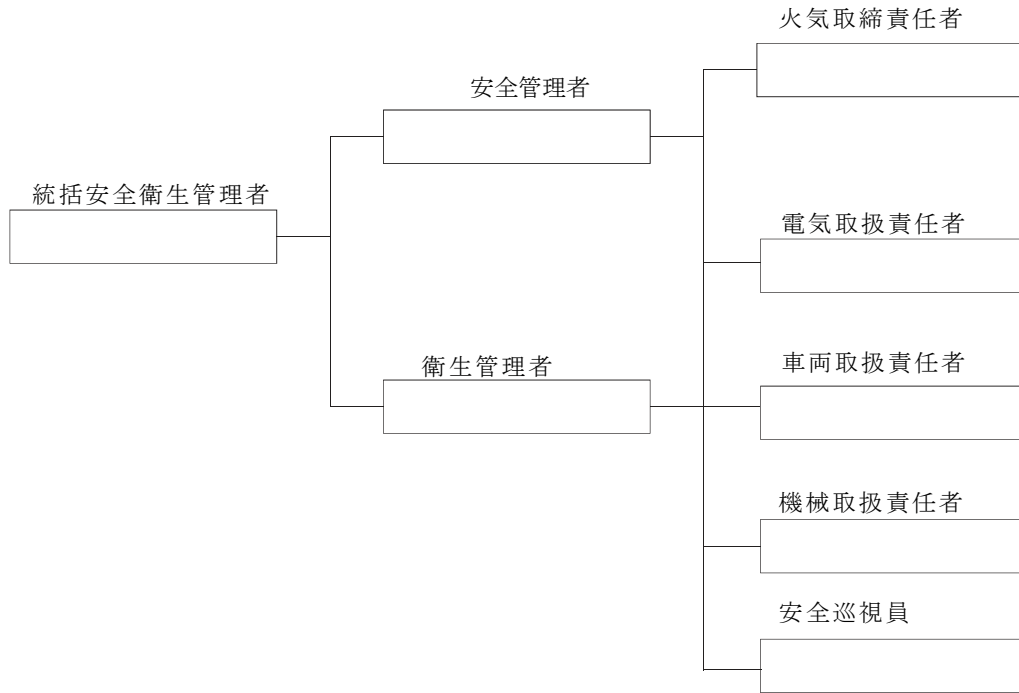
1. 現場組織表



2. 安全管理

- (1) 工事現場における作業員の安全と健康を確保し、快適な作業環境の形成を促進するため、工事の安全に留意し、現場を管理し、労働災害の防止に努めるため、統括管理者を専任し、労働者に対する安全指導を徹底し、各人の責任体制の確立を図るとともに、作業規則の浸透に努め標準作業動作をする。
- (2) 公害、第三者に傷害をあたえないよう、社会的責任体制の確立を図る。
 - 現場内へは一般者の立入りを禁止すると共に通学時の児童への安全を図るように注意し、立看板を設置する。
 - 現場内の整理整頓に努めると共に安全管理日誌による機械器具及び車両の点検、保安帽の着用等定期的に安全巡視員にパトロールさせる等安全管理に関する指導を徹底する。

(安全委員会の構成)

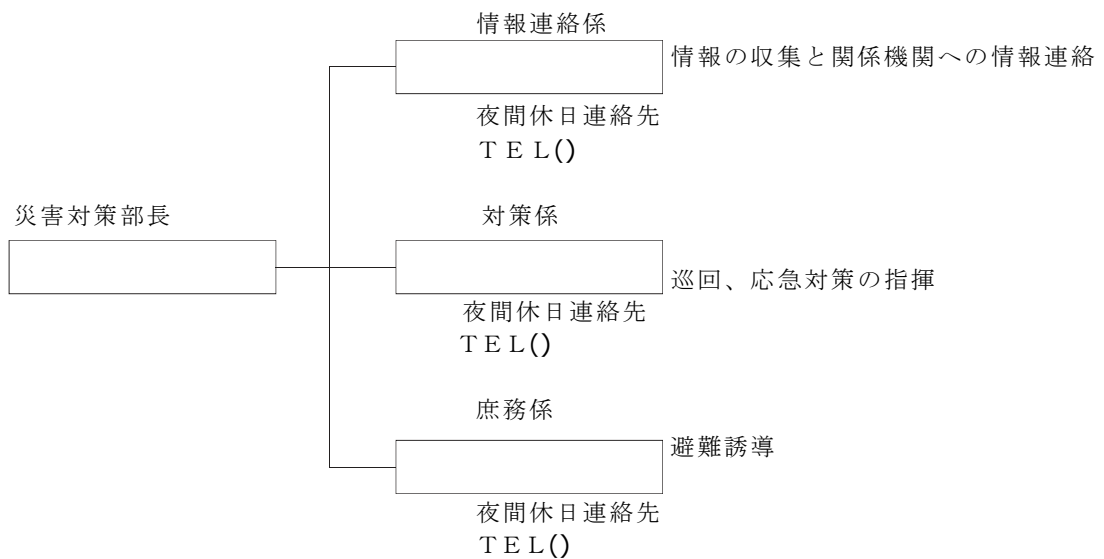


(3) 事故発生時における連絡系統は、3の定める緊急時の連絡系統図と同じとする。

3. 緊急時の体制

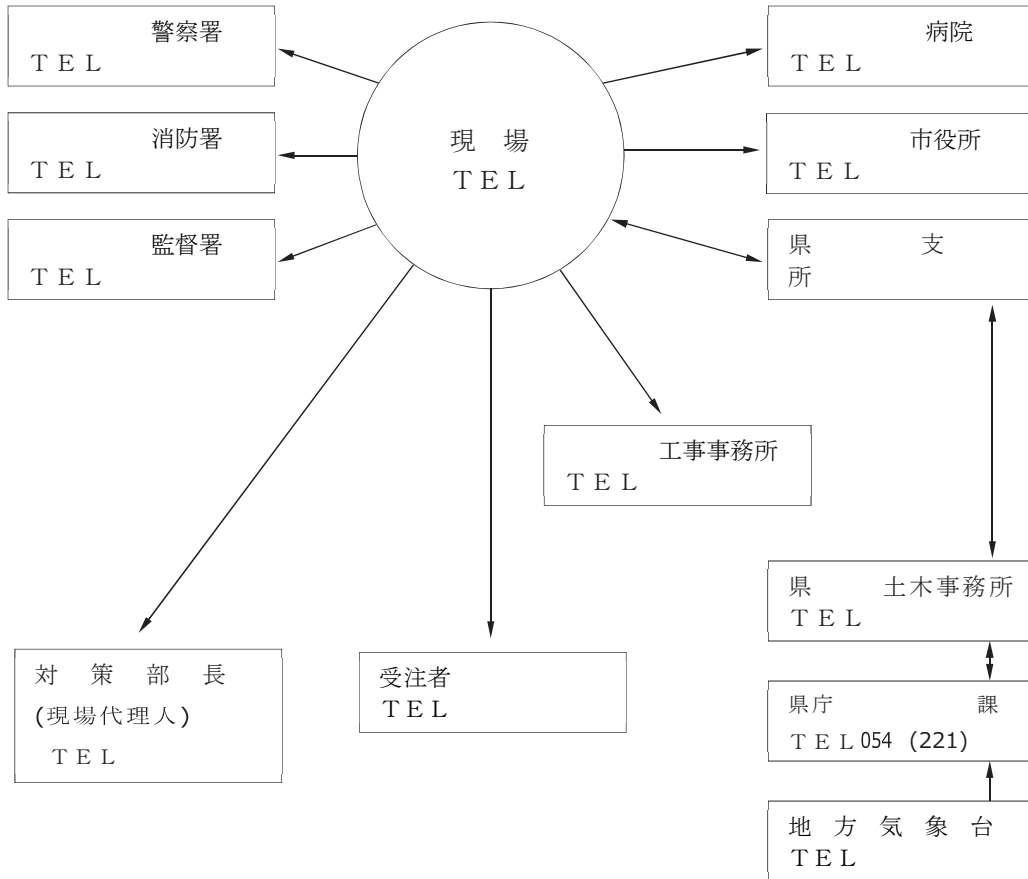
(1) 大雨、出水、強風等の異常気象で災害発生のおそれがある場合、次の組織構成で体制に入り必要に応じ現場内をパトロールし、警戒する。なお、異常時に備え現場には土俵、工具、照明器具等を常備する。また、作業現場内において事故発生、又はそのおそれがある場合、作業時間内はただちに体制に入り現場代理人以下現場構成表の各担当職務に応じて行動する。

(緊急時の体制)



(2) 作業現場内の事故発生時における連絡系統及び夜間又は休日における連絡方法は次のとおりとする。

(緊急時の連絡系統図)



(3) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応は次のとおりとする。

区分	対応
調査中	・情報収集を行い、関係者と連絡をとる。
巨大地震注意	・場合によっては、作業を中止する。 ・工事現場における施工構造物、仮設構造物、建設機械などについて、火災・延焼防止、敷地外への倒壊、資機材の落下防止、燃料などの流出・漏えい防止措置をとる。 ・工事現場からの避難経路・避難場所の確認を行う。
巨大地震警戒	・作業を中止する。 ・工事現場における施工構造物、仮設構造物、建設機械などについて、火災・延焼防止、敷地外への倒壊、資機材の落下防止、燃料などの流出・漏えい防止措置をとる。 ・工事現場から避難経路により避難場所へ避難する。

(避難経路・避難場所)

記入例のため
図省略

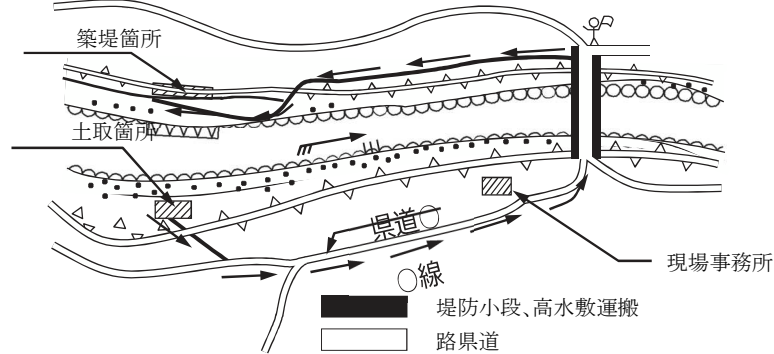
4.交通管理

- ・ 道路交通関係法令及び共仕第1編1-1-32の交通安全管理に関する各項を厳守し現場安全管理者の指示のもとに事故のないよう特に注意する。また、残土運搬、盛土運搬、資材運搬の経路は図-1のとおりである。

なお、残土運搬中一般道路を通過するため一般通行を優先し通行に支障のないよう十分注意し、誘導員と各種標識類を配置する。

図-1 位置図等

(残土運搬、資材運搬の径路)



5.主要資材一覧表

品名	規格・寸法	購入会社名
コンクリート	18-8-40	
	21-8-25	
積ブロック	控35cm	
切込み碎石	C-30	
溝蓋	車道 t=13cm	

6.再生資源の利用の促進

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)を遵守して建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。(土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-18建設副産物)

「少額工事(当初請負代金額500万円未満)の施工計画書記入例」

施 工 計 画 書

1. 現場組織表

連絡先

受注者	
TEL	()
夜間TEL	()
現場代理人	
TEL	()
夜間TEL	()

2. 安全管理

* 工事現場における作業員の安全と第三者に対する災害の絶無を図る。

なお、事故発生時の対応として連絡系統を明確にしておく。

* 土木工事共通仕様書第1編1-1-32の交通安全管理に関する各項を厳守して事故の無いよう十分注意する。

3. 計画工程表

着手令和

年 月 日

完成令和

年 月 日

工 種	単 位	数 量	月	月	月	備 考
準 備 工	式	1	■			
土 工	式	1		■		
側 溝 工	m	45		■		
路 側 工	m	45		■	■	
後 片 付	式	1				■

4. 主要資材一覧表

品 名	規格・寸法	購 入 会 社 名
コンクリート	18-8-40	
	21-8-25	
積ブロック	控35cm	
切込み碎石	C-30	
溝 蓋	車道 t=13cm	

5.再生資源の利用の促進

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)を遵守して建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。(土木工事共通仕様書第1編共通編1-1-18建設副産物)

「工事施工に伴う諸手続き比較表」

契約図書に必要な項目	適用規則等	静岡県建設工事執行規則の運用(500万円未満)	小規模工事	
			(500万円以上3,500万円未満)	(少額工事500万円未満)
1.工程表	執行規則第20条	省略させることができる	提出	省略
2.工事工程月報	執行規則第20条	省略させることができる	提出	省略
3.請負代金内訳表	執行規則第20条		提出	契約書作成は提出 請書作成は省略
4.主任技術者現場代理人等通知	執行規則第22条	口頭による通知	提出	口頭による通知
5.施工計画書 (16項目)	仕様書第1編1-1-4		提出(6項目) (記入例)参照	提出(5項目) (記入例)参照
6.交通規制関係	仕様書第1編1-1-32		必要時	必要時
7.数量の算出及び完成図	仕様書第3編1-1-8		必要時	必要時
8.材料検査簿	執行規則第24条		省略	省略
9.使用材料品質証明書	仕様書第2編1章2節		提出	省略
10.休日・夜間作業届	仕様書第1編1-1-36		必要時	必要時
11.施工管理	仕様書第1編1-1-23			
出来形管理	施工管理基準		提出	面積計算書又は出来形図
品質管理	施工管理基準		提出	自主管理、提出省略
写真管理	施工管理基準		提出	着手前と完成時
12.再生資源利用計画書	仕様書第1編1-1-18		提出	提出
13.完成届出書	執行規則第39条		提出	提出
14.工事記録簿	執行規則第22条の2		省略	省略
15.工事写真帳	施工管理基準		提出	提出
16.完成検査写真帳			省略	省略